

2026年度

★ News 『令和8年度 税制改正大綱』のポイント

自民党と日本維新の会による『令和8年度税制改正大綱』が12月26日閣議決定され、令和8年1月召集される通常国会に関連法案が提出されます。

【令和8年度 税制改正大綱の概要】

【税制改正大綱】とは、与党が、翌年度以降の税制措置の内容や検討事項を毎年12月にまとめた文書。政府はこの大綱をもとに税制改正法案を作成し、1月召集の通常国会に提出。国会で審議・可決・成立した改正法が、法に定める日に施行。

【個人所得税】

- 物価上昇に連動して基礎控除額等を引き上げる仕組みを創設する。
- 所得税の課税最低額を、178万円まで引き上げる。(「年収の壁」の引上げ)
- 住宅ローン控除の拡充(省エネ住宅の借入限度額引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象拡充)
- NISAの拡充(積立投資枠の口座開設可能年齢を0~17歳に拡充する等)
- 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置(特別控除額の引下げ・税率の引上げ)
- ひとり親控除の拡充(所得税・個人住民税の控除額の引上げ)

【資産課税】

- 孫への教育資金の一括贈与の贈与税非課税措置の終了(～令和8年3月31日)

【法人課税】

- 大胆な設備投資の促進に向けた税措置の創設
- 研究開発税制の拡充(戦略技術領域型を創設し、AI・量子・バイオの試験研究費への税額控除等)
- 賃上げ促進税制の見直し(大企業向け措置廃止・令和8.3.31、中堅企業向け措置廃止・令和9.3.31、↓
↑教育訓練費に係る上乗せ措置の廃止)

【消費課税】

- 国境を超えた電子商取引に係る課税の見直し
- インボイス制度導入に係る経過措置の見直し(2割特例後、納税額を売上税額の3割とできる措置・2年間)
- 自動車関連諸税の見直し
- 国際観光旅客税の見直し

【防衛力強化に係る財源確保のための税制措置】

「復興特別所得税」の税率を2.1%→1.1%に
引き下げ、令和19年→29年まで延長する。

- 防衛特別所得税(仮称)の創設(所得税額に税率1%の付加税を課す。令和9年1月～)

★ News 委託取引のルール『下請法』改正 → 『取適法』に < 1月1日施行 >

2026年(令和8年)1月1日、「下請法」(下請代金支払遅延等防止法)が「中小受託取引適正化法(取適法)」(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律)として施行されました。“下請”という用語も、企業間の上下関係を連想させるとして、変更されました。

“下請”に負担を強いる商習慣が長く続く中で、供給網全体に適正な価格転嫁を促す取引環境を定着させるため、規制内容の追加や規制対象の拡大を図る約20年ぶりの抜本的な改正となりました。

【改正のポイント】 ←→ 中小受託事業者がフリーランスの場合、フリーランス保護法が優先適用される。

- 用語の変更 下請代金→製造委託等代金、親事業者→委託事業者、下請事業者→中小受託事業者
- 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 ○手形払いの禁止 ○対象取引に特定運送委託が追加
- 違反行為への対応の強化(公正取引委員会・中小企業庁に加え、事業所管省庁にも権限が付与)

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

本年も
よろしくお願い申し上げます。

